

世界の非核兵器地帯



非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域をさす。重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇もまた禁止されるという点である。非核兵器地帯を広げること、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、北東アジア、北極など各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。

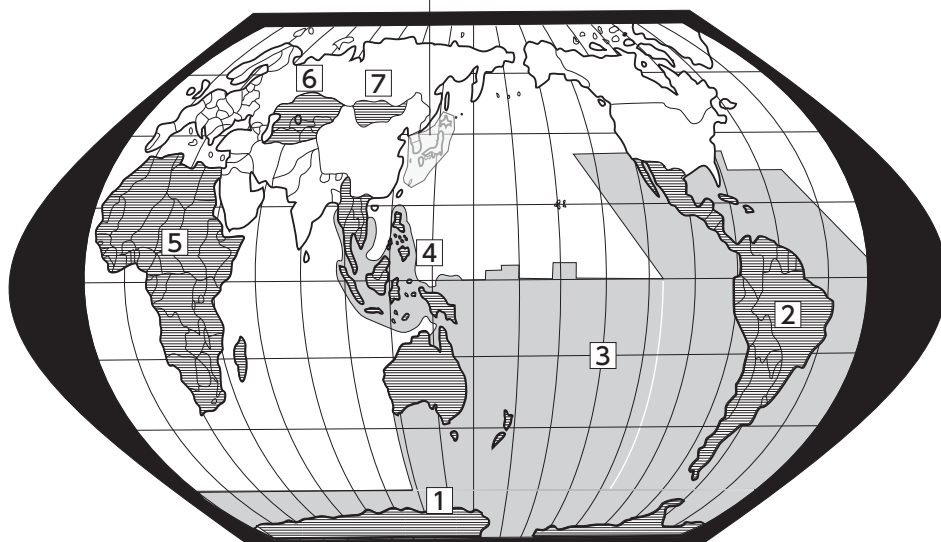
南極条約であらゆる軍事利用が禁止されている南極大陸を含め、南半球の陸地のほとんどは非核兵器地帯である。南半球の非核兵器地帯は一部北半球にも延びているが、中央アジア非核兵器地帯は、唯一北半球にのみ位置している。

❖ 非核兵器地帯：世界に広がる非核の傘 ❖

- | | |
|--|--------------------------------|
| ①南極条約 | ⑤アフリカ非核兵器地帯条約
(ペリンダバ条約) |
| ②ラテン・アメリカおよびカリブ
地域における核兵器禁止条約
(トラテロルコ条約) | ⑥中央アジア非核兵器地帯条約
(セミパラチンスク条約) |
| ③南太平洋非核地帯条約
(ラロトンガ条約) | ⑦モンゴル非核兵器地帯地位* |
| ④東南アジア非核兵器地帯条約
(バンコク条約) | |

※国連等で使われる用語は「非核兵器地位」(nuclear-weapon-free status) であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件(とりわけ消極的安全保証)を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

北東アジア非核兵器地帯
(NGO提案)



● 非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約
(セミパラチンスク条約)

- 締結署名: 2006年9月8日
- 発効: 2009年3月21日
- 地帯の範囲 下記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)、及びこれらの上空。
- 地帯内に位置する国・地域
カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
- 加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の5か国。
- 核保有国の対応
14年5月6日、5核兵器国すべてが、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為にも寄与しないこと」を定めた議定書に署名。19年12月現在、仏、英、ロ、中が批准している。

モンゴル非核兵器地帯地位

- 1998年12月4日:
国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知
- 2000年2月3日: 国内法制定
- 2012年9月17日: 5核兵器国、国連本部でモンゴルの非核兵器地位に関する共同宣言に署名。

北東アジア非核兵器地帯(非政府提案)

- 1990年代半ば以来、様々な非政府提案が登場。有力な案として、韓国・北朝鮮・日本が非核兵器地帯を形成し、米・中・ロが核攻撃をしない消極的安全保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
- 2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。2008年に改訂版。
- 2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。
- 2011年、モートン・ハルベリン元米大統領顧問が、地帯設立を含む包括的協定案を提案。
- 2012年、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本に発足した北東アジア非核兵器地帯促進ワーキングチームが、条約骨子案を作成。
- 2014年、長崎・広島両市長が、地帯を支持する自治体首長543名の署名を国連事務総長に直接提出。
- 2015年、RECNAが、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を提案。

南極条約

- 締結署名: 1959年12月1日(ワシントン)
- 発効: 1961年6月23日
- 地帯の範囲 南緯60度以南の地域・ただし公海につ

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

- 締結署名: 1996年4月11日
- 発効: 2009年7月15日
- 地帯の範囲
アフリカ大陸、OAU※のメンバーである島しょ国、およびOAUの決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。(地図は、付属書Iに基づいて作成した。小島は示されていない。)
- 【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

● 地帯内に位置する国・地域

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイール)、コートジボワール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サハラ・アラブ民主共和国、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド(エスワティニ)、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

● 加盟国

51か国が署名、40か国(アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、チュニジア、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ)が批准。

● 核保有国の対応

議定書1では、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書2は、地帯内での核実験の禁止を定め、5核兵器国すべてに参加を求めている。中、仏、英、ロは、署名・批准、米は署名済み。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案したが、進展はない。

※2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行。

いては他の国際法の権利を侵害しない。

● 地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。

● 加盟国 5つの核兵器国を含む54か国。

東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約)

●締結署名:1995年12月15日

●発効:1997年3月27日

●地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

●地域内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。

●核保有国の対応

5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。

中国は議定書への参加の意向を示しているが、条約加盟国は5核兵器国との包括的合意の交渉の継続を優先させており、包括的合意に至っていない。

南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)

●締結署名:1985年8月6日

●発効:1986年12月11日

●地帯の範囲

条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。55頁の図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

●地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZと自由連合)、ニウエ(NZと自由連合)

【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。

●核保有国の対応

条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、米国以外のすべての核兵器国は批准している。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案したが、未批准。

●その他

2020年12月15日、ラロトンガ条約第1回締約国閣僚級会議がオンラインで開催された。同会議は声明を出し、米国が2010年に表明した同条約議定書の批准を一刻も早く実施することなどを求めた。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※ (トラテロルコ条約)

●締結署名:1967年2月14日

●発効:1969年4月25日

●地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(55頁の図は、この領域を示している。)

●地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

●加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。

●核保有国の対応

5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用すると威嚇を行わないことを定めた付属議定書2に署名、批准している。

※1990年に現在の名称に変更された。